

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
五洋建設株式会社	東京都文京区後楽 2 - 2 - 8	0 1 - 0 0 1 1 5 0

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可、「2-」は茨城県知事許可、「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 5 年 1 月 26 日～令和 5 年 2 月 25 日（1 ヶ月）

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

上記業者の使用人は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」に関し、作業員が令和 3 年 7 月 9 日に高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ、令和 3 年 8 月 1 9 日に至るまで報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和 4 年 1 2 月 2 2 日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成 2 9 年要領第 3 号）別表第 2 第 1 5 号アに該当する。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 1 5 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。 イ、ウ (略)	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)